

# 農地を相続された方へのお願い

**所有者等には農地の適正利用を確保する責任があります！**

荒廃した農地は、雑草の繁茂による花粉の飛散、病害虫の発生など周辺の農地に被害を与えるばかりでなく、産業廃棄物等の不法投棄の誘因など、周辺の環境を著しく悪化させまた火災発生などの危険性もあります。

「農地は荒らさず耕作するもの」の  
基本原則を守りましょう！



**農地が適正に利用されず、遊休農地として放っておくと、  
法的措置(30万以下の罰金等)がとられることがあります！！**  
(農地法第66条、68条)

自分では手入れが出来ない場合に、農地の管理についてのご相談や、借り手を探すなどのお手伝いができる場合があります。  
農業委員会の窓口までご相談ください。

静岡市農業委員会事務局

電話 054-221-1483